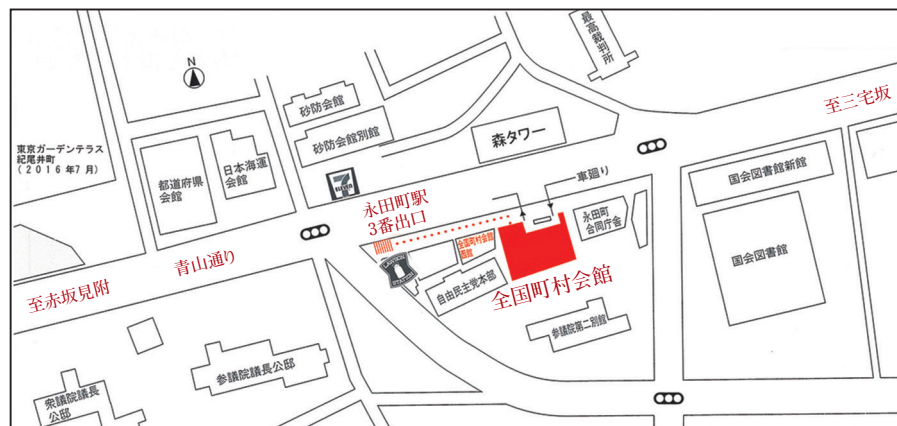


## 集会ならびに懇親会への参加申込み方法

同封のFAX回答書にご記入のうえ、  
11月12日(月)までに本部事務局宛にご送付ください。

## 会場



### 全国町村会館

東京都千代田区永田町1-11-35

TEL 03-3581-0471(代表)

03-3581-6767(会議・宴会直通)

### <地下鉄でお越しの場合>

- ・有楽町線・半蔵門線・南北線 「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分

## 日本民主法律家協会

# 第49回司法制度研究集会

## 国策に加担する 司法を問う

日時 ▶ 2018年11月17日(土)  
午後1時～5時 集会終了後、懇親会

会場 ▶ 東京・永田町 全国町村会館ホールB

参加費 ▶ 1000円(学生・院生・修習生500円)

## 日本民主法律家協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-14-4 AMビル2F

TEL 03-5367-5430 FAX 03-5367-5431

Mail info@jdla.jp URL <http://www.jdla.jp/>

## 第49回司法制度研究集会へのおさそい

**最**近、国の政策の根幹に関わる事件において、国の政策に積極的に加担するような判決が目立っています。

2016年には、厚木基地自衛隊機飛行差止を認める1・2審判決を逆転した最高裁判決(12月8日)、「普天間の危険を除去するには辺野古に新基地を建設するしかない」と断じて沖縄県知事による辺野古埋立承認取消を違法とした福岡高裁那覇支部判決(9月16日)を支持した最高裁判決(12月20日)がありました。

**今**年は、大飯原発差止を認める1審判決を逆転した名古屋高裁金沢支部判決(7月4日)、君が代不起立による再雇用拒否を違法とする1・2審判決を逆転した最高裁判決(7月19日)、国に諫早湾開門を命じる確定判決を無効とした福岡高裁判決(7月30日)、伊方原発差止を認める仮処分決定を取り消した広島高裁決定(9月25日)等々が続いています。このような傾向が続けば、戦争法違憲訴訟などにも影響を与えることは必至と思われま

**憲**法と人権が踏みじられる政治状況の中でこそ、司法には人権の砦としての役割を果たすことが期待されているにもかかわらず、「司法消極主義」をも踏み越え、国策に積極的に加担するような司法判断が増えていることは重大事態です。

今年の司法制度研究集会は、こうした近時の司法判断の概要を知り、その原因を探り、これにどのように対抗すべきかを論じ合う集会にしたいと思います。

**本**集会は、行政法の岡田正則教授の基調報告に続き、辺野古関連訴訟の弁護団の中心を担う沖縄の加藤裕弁護士と、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富」

という珠玉の大飯原発差止1審判決を書かれた樋口英明元裁判官という、まさに本集会の趣旨にぴったりのお二人に問題提起をしていただく、またとない貴重な集会です。

**ど**なたでも参加できます。ご参加をお待ちしております。

### スケジュール

12:30	受付開始
13:00	開会 開会の挨拶…右崎正博(日本民主法律家協会理事長)
13:10~14:00	●基調報告……岡田正則氏(早稲田大学・行政法)
14:00~14:30	●問題提起……加藤 裕氏(弁護士)
14:30~15:00	●問題提起……樋口英明氏(元裁判官)
…休憩15分…	
15:15~17:00	●質疑応答・発言・討論・集会のまとめ

17時30分から、地下1階レストラン・ペルランにて懇親会を開催します。 参加費 4000円

### ●基調報告 国策に加担する司法を問う(仮)

最近、司法消極主義を超え、国策に加担するかのような司法判断が相次いでいる。そうした司法の現状を紹介し、その原因となる個々の裁判官の“萎縮する傾向”や裁判所の“雰囲気”について、行政裁量の司法審査を例として、歴史的に形成されてきた制度的・構造的な欠陥や現在の状況を分析し、これにいかに対抗すべきかを考える。



岡田正則(おかだ まさのり)

早稲田大学大学院法務研究科教授。専門は行政法。著書に『辺野古訴訟と法治主義—行政法学からの検証』、『判例から考える行政救済法』(ともに共著)、『国の不法行為責任と公権力の概念史—国家賠償制度史研究』など。

### ●問題提起 国策にお墨付きを与える司法 ——辺野古埋立承認取消訴訟を闘って



辺野古新基地建設反対の闘いと司法に対する市民の思い、「普天間の危険を除去するには辺野古に新基地を建設するしかない」と断じた高裁判決とこれを維持した最高裁判決をどう見るか。

加藤 裕(かとう ゆたか)

1992年沖縄弁護士会に弁護士登録(司法修習第44期)。普天間基地爆音訴訟、辺野古埋立承認取消訴訟等、沖縄の基地関連訴訟を数多く担当。2012年度沖縄弁護士会会長。2017年度日弁連副会長。著書に『憲法と沖縄を問う』(共著)など。

### ●問題提起 大飯原発差止訴訟から考える 司法の役割と裁判官の責任

「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富」として大飯原発差止判決を書いた元裁判官として、一審判決を覆した高裁判決に対する批判、こうした判決が出される原因、裁判官の責任、どうしたら司法は変えられるかを考える。



樋口英明(ひぐち ひであき)

元裁判官。1983年任官(司法修習第35期)。福岡、静岡、名古屋等の地裁・家裁、大阪高裁等を経て、2012年4月より福井地家裁。2014年5月大飯原発差止判決、2015年4月高浜原発再稼働差止仮処分決定。2017年8月名古屋家裁で定年退官。『世界』2018年10月号に「原発訴訟と裁判官の責任」。